

浦安市規則第12号

浦安市子育て短期支援事業の実施に関する規則の一部を改正する
規則

浦安市子育て短期支援事業の実施に関する規則（平成18年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を削り、同条第4項本文中「短期入所生活援助事業」を「子育て短期支援事業」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 休日養護事業及び夜間養護事業の利用期間は、当該保護者が仕事その他の理由により不在となる期間とする。

第5条第1項ただし書中「前条第1項第1号又は第3号の子育て短期支援事業の利用の場合で」を削り、同条第2項本文中「2月」を「1月」に改める。

別表の備考中「第3条第4項ただし書」を「第3条第5項ただし書」に改める。

別記第1号様式の2を次のように改める。

第1号様式の2（第5条第1項）

浦安市子育て短期支援事業利用世帯調査票

年 月 日

申込者 住所
氏名

ふりがな 氏 名		続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先・学校名等	備考
世帯主							
世帯主以外の家族 (世帯員)							
世帯の 状況	<input type="checkbox"/> 生活保護法による被保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> その他の世帯						
利用者負担金の算定に必要な私の世帯の課税状況等について確認することに同意 します。 (同意する場合は、署名してください。) 氏 名							

別記第 6 号様式中

「

変更内容	利用内容	新	1 短期入所生活援助事業 2 休日養護事業 3 夜間養護事業
		旧	1 短期入所生活援助事業 2 休日養護事業 3 夜間養護事業
	利用期間	新	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
		旧	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	その他		

」

を

「

変更内容	利用内容	新	1 短期入所生活援助事業 2 休日養護事業 3 夜間養護事業
		旧	1 短期入所生活援助事業 2 休日養護事業 3 夜間養護事業
	利用期間	新	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
		旧	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	その他		

・還付の可否を判断するため、必要な書類を添付していただく場合があります。

」

に改める。

別記第10号様式中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 5 条の規定は、施行日以後にされる同条第 1 項に規定する申込みについて適用し、施行日前にされる改正前の同項に規定する申込みについては、なお従前の例による。